

発議案第 4 号

都市再生機構賃貸住宅（旧公団住宅）を公共住宅として継続し、居住者の居住の安定を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第 99 条及び会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

平成 24 年 3 月 5 日

八千代市議会

議長 江野澤 隆 之 様

提出者	八千代市議会議員	成 田 忠 志	Ⓔ
賛成者	八千代市議会議員	木 下 映 実	Ⓔ
	同	伊 東 幹 雄	Ⓔ
	同	海老原 高 義	Ⓔ
	同	小 林 恵美子	Ⓔ
	同	松 崎 寛 文	Ⓔ
	同	横 田 誠 三	Ⓔ

## 提案理由

都市再生機構賃貸住宅（旧公団住宅）を公共住宅として継続し、居住者の居住の安定を求める。

これが、本案を提出する理由である。

## 都市再生機構賃貸住宅（旧公団住宅）を公共住宅として継続し、居住者の居住の安定を求める意見書

野田内閣は2012年1月20日の閣議で、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」を決定した。この中で約76万戸の賃貸住宅を経営・管理する都市再生機構について、「業務の見直し、分割・再編、スリム化」を内閣府に設置する有識者による検討の場で検討し、本年度中に方向性について結論を得ること、都市機構（UR）賃貸住宅（旧公団住宅）は「居住者の居住の安定の維持等の必要性を十分踏まえ（中略）会社化の可能な部分について全額政府出資の特殊会社化を検討し、平成24年夏までに結論を得る」としている。

この閣議決定の直前に行政刷新会議で決定された「独立行政法人の制度・組織の見直しについて」では、都市再生機構を特殊会社化するとし、「特殊会社化に当たっては、本法人の住宅の居住者の居住の安定を維持する必要があるため、これを踏まえた移行プロセスを検討する必要がある」としている。「移行プロセス」に言及しているのは特殊会社化が賃貸住宅居住者に多大の影響を及ぼすことを自認したものと云わざるを得ないが、あくまでも「特殊会社化」を推進しようとしていることは明白である。閣議決定は、行政刷新会議決定と表現が異なる部分もあるが、野田内閣が都市機構賃貸住宅の特殊会社化を図ろうとしていることは明らかである。

都市機構賃貸住宅の経営・管理は、もともと日本住宅公団として出発し、統廃合を3度繰り返して2004年から独立行政法人都市再生機構となったが、半世紀以上にわたって蓄積されてきた、かけがえのない公共住宅である。

団地には居住者の自治会活動が結実して良好なコミュニティーが形成されている。団地内にとどまらず周辺地域のまちづくりに貢献している例も少なくない。防災活動も活発に取り組み、地域の防災拠点の役割を果たしている。高齢者世帯の安住の場であるとともに、次世代を担う子育て世帯にとっても安心・安定の居住の場である。

居住者の実態は、全国公団住宅自治会協議会が2011年9月に実施した「第9回団地の生活と住まいのアンケート」調査では、60歳以上の世帯主が約70%を占め、年金生活者が急増し、世帯の年収は375万円以下が70%、

そのうち251万円以下が49%も占めている。78%の世帯が「公団（UR）賃貸住宅に長く住み続けたい」と願っている。「居住者の居住の安定」を確保すること、「安心して住み続けられる公共住宅」を持続させることが政府の責務であると考えます。

高齢者、子育て世代のみならず最近では勤労外国人の居住もふえ、「株式会社化」で収益が追求されれば、弱者の追い出しなども起こりかねない。市民の居住保障に新たな課題が生じて自治体負担の増大も想定される。

以上のことから、本市議会は政府に対し、下記の事項を実施するよう求めるものである。

#### 記

1. 都市機構賃貸住宅は、公共住宅として本市の住宅政策を初め、まちづくり、防災計画等に積極的な役割を担っており、特殊会社化については慎重であるべきであり、今後とも、政府が直接関与する公共住宅として継続すること。
2. 都市機構賃貸住宅では居住者の高齢化と低収入化が急速に進んでいる一方、子育て世帯にとっても必要な公共住宅であり、政府は、都市機構賃貸住宅が「住宅セーフティネット」として位置づけられていること、及びこれまでの国会附帯決議等を十分踏まえて、居住者の居住の安定策を推進すること。
3. 政府は、公共住宅の役割を明確にするとともに、民間・公共住宅の別なく最低限度の居住保障に関する住宅政策を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月22日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様  
国土交通大臣様